

鳥取市企業立地促進補助金 手続きの流れ

指定申請

- ・事前に事業計画について企業立地・支援課へご相談ください。
- ・原則、指定申請の承認後に事業(工事等)開始してください。
- ・指定申請書類につきましては、鳥取市HP又は鳥取市企業立地・支援課の担当者からご説明・メールでご案内いたします。

【主な申請書類】

- ・企業立地促進補助金補助対象企業指定申請書(様式第1号)
- ・市税等納付状況確認同意書(書式「様式1号の2」)
- ・工場等の概要、投資計画を明らかにした書類及び図面
- ・定款の写し及び登記事項証明書の原本又は写し(取得後3か月以内のものに限る。)
- ・決算書(最新決算年度分)
- ・事業開始前の労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者名簿(雇用者の「氏名、住所、生年月日、入社年月、所属名、正規(非正規)有無」等が分かるもの)
- ・雇用保険事業所別被保険者台帳(公共職業安定所にて取得)
- ・その他市長が必要と認める書類

書類審査

- ・書類確認後、2週間程度のお時間をいただきます。
- ・書類審査後、鳥取市から「指定決定通知書」を送付いたします。
- ・補助金交付が受けれる期間は、補助金交付対象企業として指定を受けた日から5年以内(ただし、投資額1億円以上の場合は6年以内、投資額10億円以上の場合は7年以内)に事業完了及び交付申請が必要です。
- ・指定期間内に工事の進捗を確認させていただく場合がございます。

指定決定

【指定変更】…投資額に2割を超える増減が生じたときには指定変更手続きが必要です。

※詳しくは、企業立地・支援課の担当者までご相談ください。

【事業完了】

1. 補助対象物の設置及び稼働がなされていること
2. 補助対象経費についての支払が終わっていること
※約束手形による支払の場合、手形が落ちていることで完了とします。
※賃借料(リース等)の場合、初年度分の支払が全て確認できることで完了とします。
3. 雇用要件を満たしていること

交付申請

- ・交付申請手続きに際し、事前に企業立地・支援課へご相談ください。
- ・交付申請書類につきましては、鳥取市HP又は鳥取市企業立地・支援課担当者からご説明・メールでご案内いたします。
- ・申請書類に不備が無ければ、速やかに実施検査の日程調整を行います。

【実施検査】

…企業立地・支援課の担当者が貴社へ訪問し、実物確認及び原本確認を行います。

1. 補助対象経費についての支払証拠書類の原本確認
※インターネットバンキングでの支払の場合、振込日以降に口座から振り込まれたことが確認できる画面の写しが必要です。振込日以前の振込依頼データのみでは不可となります。
2. 補助対象物(機械等)の現物確認
3. 新規雇用した常用雇用の労働契約関係書類の原本確認

書類審査 実施検査

- ・書類審査後、鳥取市から「交付決定通知書」を送付いたします。
- ・上記通知書発行後、通知日の翌日から起算して15日以内に「補助金等交付請求書」提出が必要となります。
- ・補助金は、請求書の提出から約2週間程度で交付(振込)となります。

交付決定 補助金交付

- ・補助金交付から3年間は、1年ごとに決算書等の提出、業況の報告が必要です。

<問い合わせ先>

鳥取市経済観光部企業立地・支援課
TEL:0857-20-3225 FAX:0857-20-3947
メール: ricchi@city.tottori.lg.jp